宮内官僚 森林太郎

なぜ「大正は不調べ」と知っていたのか

第二回

野口（のぐち） 武則（たけのり）

明治天皇逝去を巡る「空白の二時間」

明治四十五（一九一二）年は、日本が近代国家として初の代替わりに直面した年である。五十歳の鷗外は陸軍省医務局長だったため、代替わりの事務には直接関与していない。

当時の公式発表では、天皇の逝去は七月三十日午前〇時四十三分。公的記録である『明治天皇紀』にも同様の時刻が記された。

しかし、実態は異なる。二〇一四年に宮内庁が公表した『昭和天皇実録』では、明治天皇逝去の時刻を「七月二十九日」の条に「午後十時四十三分、天皇崩御す」と明記した。その上で「天皇の崩御は、喪を秘すこと二時間、三十日午前零時四十三分として公表される」として、事実と異なる発表だったことを公式に認めたのだ。

とすると、当時の首相・西園寺公望（さいおんじきんもち）が新元号案の作成を宮内省や内閣の専門家に命じたのは七月二十八日なので、天皇逝去の前日だったことになる。そこから急いで「事前」

に準備を整えた。西園寺内閣の内務大臣だった原敬は二十九日の日記に、発表を二時間遅らせた理由について、「（天皇の逝去は）実に維新後初めて遭遇したる事とて種々に協議を要する事多かりしなり」と記した。「協議を要する事」の一つに、改元準備も含まれていたのではないか。

『大正大礼記録』によると、二十九日に「大正」が内定した後、西園寺が「元号建定の勅書案（天皇の言葉を記した文書）」と「元号勘文案（意味や由来を説明する文書）」の作成を内閣書記官長に命じた。「両案夜を徹して共に成る」と記載された後に、「七月三十日午前一時、天皇登遐（筆者注、逝去）あらせられ」と続く。文書の完成時刻は記されていないが、「夜を徹して」という表現は、深夜にかけてという意味になる。日付をまたいだことを示唆するようにも読める。改元手続きの文書が完成するまで、天皇逝去の発表を遅らせたのではないかとの疑念が浮かぶ。

では、なぜ「空白の二時間」が生じたのか。それを解くカギが、明治四十二（一九〇九）年に制定された皇室令「登極令」にある。改元手続きの詳細を初めて明文化した。

第二条　天皇践祚の後は、直に元号を改む。元号は、枢密顧問に諮詢したる後、之を勅定す。

第三条　元号は、詔書を以て之を公布す。

皇位継承後、「直に」改元することが重要な点だった。帝室制度調査局御用掛として制定に関わった多田好問は、大正三年に記した解説書「登極令義解」で、第二条の意味をこう説明する。

「元号は天皇の一世を表示せらるるものたるを以て、宜く践祚の後直に之れを改むべし」

明治改元を機に天皇一代に元号一つの一世一元とする原則を採用したことによって、天皇の治世と元号を一致させなければならないとしている。

登極令に二十年先立つ明治二十二（一八八九）年、大日本国憲法と共に制定された旧皇室典範は、第二章「践祚即位」で代替わりのルールを明文化した。ただし、第十二条で「践祚の後元号を建て、一世の間に再び改めざること、明治元年の定制に従ふ」と、一世一元を明文化したものの、詳細な改元手続きはこの時点では定めていない。初代首相の伊藤博文を総裁とする帝室制度調査局が設置され、実施細則の作成に明治政府が着手したのは、それから十年後の明治三十二（一八九九）年。そして、登極令の公布まで更に十年を待たなければならない。

この二十年間にあったのは、日清戦争（一八九四～九五）、日露戦争（一九〇四～〇五）という、近代国家・日本の存亡を掛けた対外戦争である。明治憲法を制定した伊藤は、天皇を「国家の機軸」と位置づけ、中央集権的な国家体制を目指した。国民がバラバラでは戦争に勝てないと、国家を統一する重要性が高まっていた。代替わりによる空位は、

一時的であっても国家の中心が真空状態になってしまう。そのため逝去後「直に」皇位継承を行い、新元号を国民に明示する必要があったのだ。

西園寺が明治四十五年七月二十九日に作成を指示した大正の改元詔書は、明治天皇の逝去が発表された当日の七月三十日に施行され、「大正元年」はその日から始まった。逝去が「七月二十九日午後十時四十三分」だった場合、その日のうちに新天皇が即位の儀式を終え、改元するのは物理的に難しい。天皇の治世と時代にずれが生じてしまう。

事実と異なる時刻の発表や政府内の混乱があろうとも、明治天皇の逝去後、「直に」新天皇の下で新元号を国民に向けて公表することが時代の要請であり、国家の体裁として求められていた。

近代以前の改元は、代替わりに関係なく頻繁に行われた。例えば幕末の孝明天皇の治世は、弘化、嘉永、安政、万延、文久、元治、慶応と七つの元号が使われた。代替わりによる改元は、新天皇の即位後に手続きが始まり、時間的に余裕があった。

ところが、天皇を中心とする近代国家の下で元号制度の様相が一変したにもかかわらず、近代で初めて迎えた改元は準備不足だった。法令は整えたとしても、明治天皇が倒れてから九日も経てから漢籍専門家に考案を依頼したのは遅きに失した。

制約された時間内に選定しなければならないが、第一回、第二回の審査で提出された案は不完全なものだった。天皇の容体が悪化していく状況で焦りもあったのだろう。第三回の審査で提出された大正を、首相の西園寺が十分に吟味することなく「直に」採用したのも無理はない。不完全な元号であることを認識しながら不問に付されてしまったのだ。

図書頭「受領」のサイン

連載第一回で紹介した『大正大礼記録』から、大正改元の詳細な経緯は分かった。では、大正は「不調べの至」と親友である賀古鶴所（かこつるとぉ）宛の書簡に書いた鷗外は、政権中枢の内情をなぜ知っていたのか。

『大正大礼記録』には、国民向けに刊行された簡略版と、外部に秘密とされた未刊行の詳細版（全一三一冊、うち三冊は目次）の二種類がある。大正七（一九一八）年八月三十日までに完成した。改元のくだりは詳細版の「巻五」に掲載されている。

簡略版の扉に保管状況が以下のように記される。

「大礼記録に二種あり。第一種は、永く軌範（きはん）を後代に貽（のこ）さむが為にする者にして、詳密を旨とし、一切の事項を網羅し、二本を作製して、一は宮内省図書寮に、一は内閣文庫に蔵し、之を世に公にせず。第二種は、儀典の根（こん）

柢に存する真精神を国民一般に周知せしめむが為にする者にして、本書即ち是れなり」

鷗外が帝室博物館総長兼図書頭に就任したのが大正六（一九一七）年十二月二十五日なので、その約八カ月後までに完成し、詳細版（第一種）二本のうち一本が図書寮で保管された。そこで、筆者はこの時期の宮内省の公文書を調べることにした。

宮内公文書館は皇居内の宮内庁書陵部にある。戦後に組織改変されるまでは宮内省図書寮の名称だった。鷗外が勤務した頃は霞が関にあり、その後、今の地に移転した。

宮内公文書館ホームページから資料検索ができるので、『大正大礼記録』が完成した大正七年から、鷗外が賀古宛書簡を書いた大正九年までの図書寮の文書を調べた。「大正」「図書寮」とキーワードを入力すると多数の史料がヒットしたが、その中から関係がありそうなものを探し、『図書録』という史料に目星を付けた。宮内公文書館に電話で閲覧の予約を取り、該当史料の識別番号をメールで伝え、後日、書陵部に向かった。

地下鉄東西線の竹橋駅から皇居・北の丸方面へ坂を上る。深い壕と堅固な石垣の向こう側に城門がそびえる。この北桔橋門をくぐると正面に江戸城天守台跡が目に入るが、左折してすぐに書陵部の建物がある。地下1階にある閲覧室の机の上に、大正期の『図書録』が数冊用意されていた。冊子をめくると、外部から送られてきた書籍や史料の保管や、貸し出しなどの記録が記された決裁文書がとじられている。「宮内省」と赤で印字された用紙に用件が毛筆され、決裁の印が押されるなどしている。大半のものは「図書頭」と印字された部分の下に、鷗外のものとみられる決裁サインが毛筆で書かれている。

『図書録　自大正三至大正七年』という冊子をめくるうち、大正七年の部分に「大礼記録」の記述があった。

「大正七年十二月五日
　　図　書　頭
　総務課長
　　領収
総務課第三七三号を以て大礼記録一部当寮に於て保管の為御送付相成正に領収　候　也」

「第三七三号
大正七年十二月五日
　大臣官房総務課長近藤久敬
図書頭　医学博士文学博士　森林太郎殿
　依命通牒
内閣総理大臣管理の下に編纂相成　候　大礼記録、左記目録の通一部当省へ送附に付、貴寮に於て保管相成候

大正七年の『図書録』に図書頭の鷗外が大礼記録を受領した公文書が残る＝宮内公文書館蔵

目録

一　大礼記録　一部

内訳

大礼記録百三十一巻（二十七帙入）

絵図（巻物）　（桐箱入）

絵図　四帖

写真　四帖

裂地　七帖

以上」

領収した文書の冒頭右上には、「図書頭」の下に鷗外のものと見られるサインが毛筆で記され、決済日は十二月九日となっている。

鷗外の日記を見ると、十二月五日から十九日まで病気のため自宅療養中で、九日に帝室博物館の主事・経理課長の神谷初之助が訪ねて来た。この時、書類に決裁したようだ。

『大正大礼記録』が鷗外在職中の大正七年十二月から図書寮で保管され、鷗外がその存在を認識していたことが公文書で裏付けられた。次の時代の新元号を考案する可能性の高い公職にあった鷗外は、『元号考』の編集に着手しようとしていた。「不調べの至」と書簡を出した大正九（一九二〇）年四月までに、前例調査のため閲覧したと考えるのが自然だ。

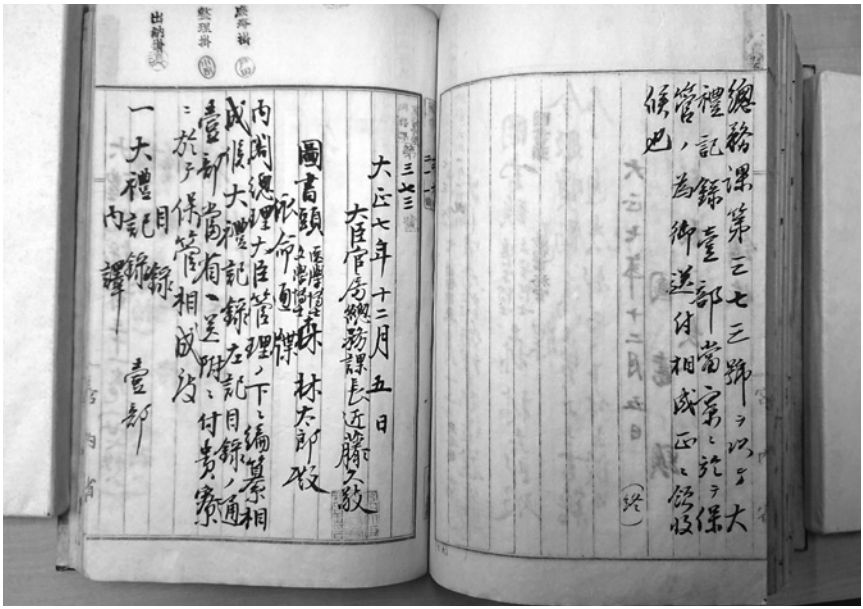

大礼記録稿本に残る修正の跡

『大正大礼記録』の編集経緯は、巻一二八に記される。大正四（一九一五）年十一月に即位礼と大嘗祭を終えたことを受け、翌大正五年五月二十九日、内閣に大礼記録編纂（へんさん）委員会が設けられた。関係官庁から集められた編纂材料は、歴史や故実に詳しい専門家で構成する史実文章掛（かかり）によって審査され、さらに宮内次官ら編纂幹部の目を通した上で、浄書、製本化された。

史実文章掛に就いたのは、久保得二（中国文学者）、国府種徳（たねのり）、多田好問、三上参次（東京帝国大教授兼史料編纂官）の四人。国府と多田は大正改元に考案者として関わった。詳しく手続きを定めた「第一種大礼記録編纂材料審査手続」には、久保→国府→多田→三上の順で審査し、それぞれ青・黄・黒・朱の墨色で記入するよう記される。

『大正大礼記録』の詳細版には製本された完成版だけでなく、審査の過程が分かる稿本も残る。こちらは内閣文庫の史料を戦後に引き継いだ国立公文書館だけに保管される。

国立公文書館公文書専門官の鈴木隆春氏は論文「『大正大礼記録』の編纂について」（長井純市編著『近代日本の歴史と史料』花伝社、二〇二二年所収）で、「稿本と正本の比較検討、昭和以降の大礼に関する記録との比較など、

様々な研究の余地が残されている」と指摘する。つまり、まだ手付かずの分野である。

改元が記された『大正大礼記録稿本四』(完成版では巻五)の表紙には、史実文章掛の四人の名前の下に赤や青など異なる墨色でサインが記される。審査済みの印だろう。このうち国府の欄の下にだけ、黒の墨書で「起」と書かれている。改元の担当部署は内閣なので、考案に関わり内閣書記官室に勤務した国府が原案を起草したようだ。

中身を読み進めていこう。「大礼記録編纂委員会」と印字された原稿用紙に黒字で原案が毛筆され、その上から赤字や青字などで加筆、修正されている。削除や追加の記述を読み解くと、編集の意図がにじんでくる。

例えば、「第二章　元号建定の次第」「第一節　元号案並元号建定詔書案作成の次第」「第一項　元号案の作成」「第一目　元号の勧進」では、明治四十五年七月二十八日に首相の西園寺が専門家に元号案作成を命じた際、以下の方針を伝えたと完成版には記してある。

「明治の御字には、開国進取の洪基を樹てさせられ、国運進暢の局面を恢弘せられたれば、陛下百年の後、御字新なるに至らば、帝国の正しく雄飛すべき時運に際会するや必せり、皇図の昌にして国勢の隆なるを祝するの意を寓して、元号を選進せしむべし、との旨を伝へたり」

しかし、稿本を見ると原案には一切なく、後から赤字で追記されたことが分かる。準備不足のドタバタを考えれば、考案を指示したその場で勅語のような整った文言を伝えたとは考えにくい。遺漏なく準備を進めたように脚色するとともに、仰々しく調子を整える文言だとみられる。

この種の修正は公的記録にはよくある話だろう。だが、稿本を読み進めると、完成版では疑問が残った部分の謎を解きほぐす手掛かりが出てくる。

例えば冒頭の「第一章　元号の建定」「第一節　総説」で、大正が内定し、首相の西園寺が内閣書記官長に元号建定詔書案と元号勘文案の作成を命じた部分である。完成版は「両案夜を徹して共に成る」と記す。「夜を徹し」とあることから、文書の完成は日をまたぎ明治天皇の逝去後だったのではないかと、先に疑問を提起した。

稿本では以下の文言だった。

「両案共に暁に徹して成る」(※傍線は筆者)

「暁」なら、夜半から明け方という意味になる。日をまたいだのは確実だ。明治天皇が実際は二十八日午後十時四十三分に逝去したにもかかわらず、改元関連の文書作成が間に合わなかったとの疑いが強まる。代替わりの準備が整わないために天皇逝去の公式発表を事実より二時間遅い三十日午前零時四十三分とせざるを得なかったのだとしたら、失態である。稿本は実態に近い表現だったが、失態を覆い隠すために審査の段階で表現を直したのではないか。

このような修正は他にもある。例えば、「第二章　元号建定の次第」「第一節　元号案並元号建定詔書案作成の次第」「第一項　元号案の作成」「第一目　元号の勧進」で、七月二十八日に首相の西園寺が専門家に元号考案を命じた部分だ。稿本に書かれた以下の部分が、完成版では削除された。

「践祚並大喪使官制に関する百般の準備も亦是の夕を以て着手せられ、陛下百年の後、万一の遺漏なからしめむことを期し命を承けたる宮中府中の諸員は、何れも寝食を忘れて其の事に従へり」

即位式や大喪礼など数多くある儀式の準備も、元号選定と同じく二十八日夕方に着手したのだという。漏れがあってはならないと、指示を受けた宮内省や政府の職員は、寝食を忘れて取り組んだという内容だ。

明治天皇が宮中で夕食中に倒れたのが七月十九日で、翌日に国民に向けて病状が発表された。逝去したのは二十九日午後十時過ぎだが、その前日の夕方まで代替わりの準備に着手していなかったことになる。表向きは天皇の病状回復を願うとしても、実務を担う政治家や官僚たちは水面下で最悪の事態に備えなければならないはずだ。まして、天皇を中心とする近代国家は、代替わりがあったとしも一時も空位は許されない。稿本の記述が事実だとすれば、病状発表から九日間、政府中枢は何をしていたのかと問題になりかねない。後段で「寝食を忘れて」と懸命さを強調しても、公的記録として残してはならない事実だったのではないか。

追加された第五の考案者

さらに読み進めると、事実関係を訂正している箇所を見つけた。完成版では「是の日二十八日元号撰進の命を受けたる者を左の五人と為す」と記される。ところが、稿本は以下のようになっていた。

「是の日命を受けて元号撰進の事に当りし者は左の四人と為す」（※傍線は筆者）

稿本に記された名前は、内大臣秘書官長・股野琢、図書助・高嶋張輔、学習院教授・岡田正之、内閣書記官室事務嘱託・国府種徳の四人のみだ。完成版に名前がある宮内省御用掛・多田好問は原案になく、赤字で追記されていた。これは何を意味するのか。

完成版では首相の西園寺による元号案の審査（勘進、難陳）は三段階だったが、稿本は二段階となっていた。稿本には第二回と第三回が混在する表記が一部あるが、概略すると以下のようになる。

【稿本】

第一回　永安（高島が提案）×、乾徳（岡田が提案）×、昭徳（股野が提案）×、天興（国府が提案）×

第二回　大正（国府が提案）○、興化（多田が提案）×

【完成版】

第一回　永安×、乾徳×

第二回　昭徳×、天興×

第三回　大正○、興化×

稿本によると、七月二十九日の第一回審査で提出されたのは四案。指示を受けた四人が一つずつ出した。西園寺がその場で四案とも却下したのは同じだが、完成版で第一回と第二回に分けている審査は、実際は一度にまとめて行っていたようだ。完成版のように三段階とする記述だと、多田が後から追加されたのがわかりにくくなる。

また、第一回（完成版だと第二回）審査で提案された「天興」について、完成版では西園寺が「前に伝へし帝国雄飛の吉祥を表する旨に契ふと雖、興の字は繁画にして書し易からず」と述べたことになっている。だが、稿本では前段の「前に伝へし帝国雄飛の吉祥を表する旨に契ふと雖」の部分が原案になく、追記されたものだとわかる。そもそも「帝国雄飛の吉祥を表する」ような新元号を作成するようにとの西園寺の指示が、後から挿入されたものである。原案だけだと、天興は「興」の字が難しく、偽僭の国である北魏で用いられたという問題点を指摘するだけになってしまう。一度は却下されたものの、最終的には大正に続く第二候補に残ったので、後付けでも意義を強調する必要があったのだろう。

考案者が「不調べの至」だった様子は、隠すことなく指弾されている。完成版で「勘進者は共に出典の調査粗笨を免がれざりしを愧づるのみ」と記された部分は、稿本の原案では続けて「随て撰進者にして一人敢て総理大臣の所難に対し弁疏執申する者なることなし」とつづられた。西園寺の博学の前に四人の専門家は調査不足を恥入り、言い訳をしたり、取りなしたりする者はなかったという。だが、明治天皇の病状が悪化する中、時間ばかりが過ぎてゆく。このような状況を受けて、第二回（完成版だと第三回）審査で考案者を補充する必要があり、急きょ第五の専門家として多田好問が加わることになったと推測される。

多田は弘化二（一八四五）年に京都で生まれ、公家の岩倉家に仕えた。明治維新の中心人物である岩倉具視に従い上京した後は新政府に入り、内閣書記官などに就いた。『岩倉公実記』の編集者で宮中の儀礼に詳しく、岩倉死後は先述のように、伊藤博文の下で元号制定手続きなど代替わりの詳細を定めた登極令の制定に関わった。元号選定が迷走する中、皇室制度を知り尽くした切り札的な存在として声が掛かったのかもしれない。

しかし、多田が提案した「興化」には、第一回（完成版だと第二回）審査で却下された「興」の字が含まれていた。それまでの議論の経緯を承知していなかったためだろう。

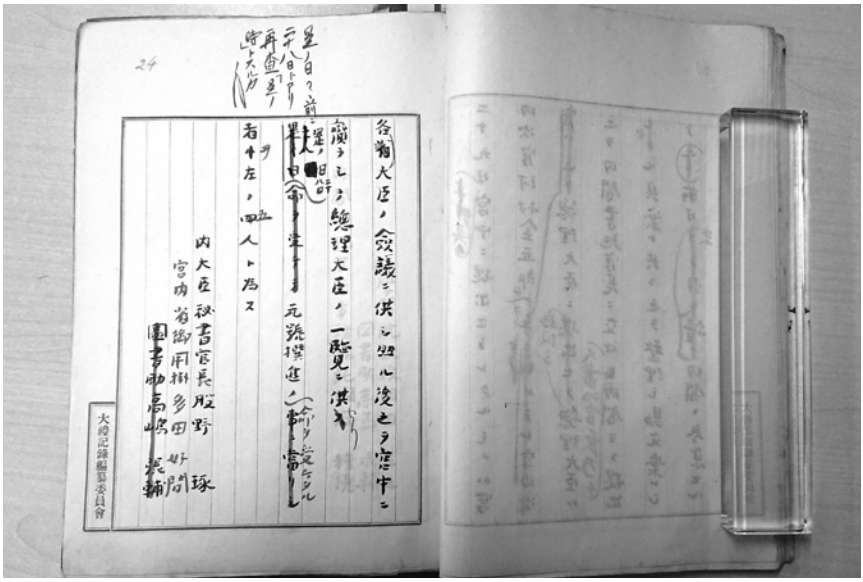

『大礼記録稿本』では、元号考案者に多田好問の名前が後から追加されたことがわかる＝国立公文書館蔵

これで、多田がなぜ却下済みの「興」を含む案を最後に出したのか、という謎が解けた。

代替わりの手続きや儀礼を知り尽くしていたとしても、新元号の中身を整える準備まではしていなかったのだ。宮中の故実に詳しい多田は恐らく、明治天皇の葬儀や新天皇即位の儀式など儀礼の準備に取りかかっていたはずだ。それに加えて元号考案の代役まで急きょ回って来たのだから、不発に終わったのも致し方あるまい。このような状況だったため、西園寺が「直に」大正に飛びついてしまったのだろう。

また、西園寺が大正を採用した理由は「古来難陳の理由既に明白なるものありとして、正の字の不祥にあらざるを認め」たからだと稿本に記される。ただ、過去に正の字は元号で使われたことがあるものの、不祥か否かを巡り議論になっている。不吉だとして採用されなかった先例もある。完成版からこの理由の部分が削られたのは、こうした事情も考えられる。

同様に、興化を却下した理由も「興字、児童の書するに艱(くるし)むべきを以て之を不可とし」と稿本にあるが、完成版で採用されなかった。最終的に興化が第三候補となったため、即座に否定された事実が残っては不都合だったのだろう。

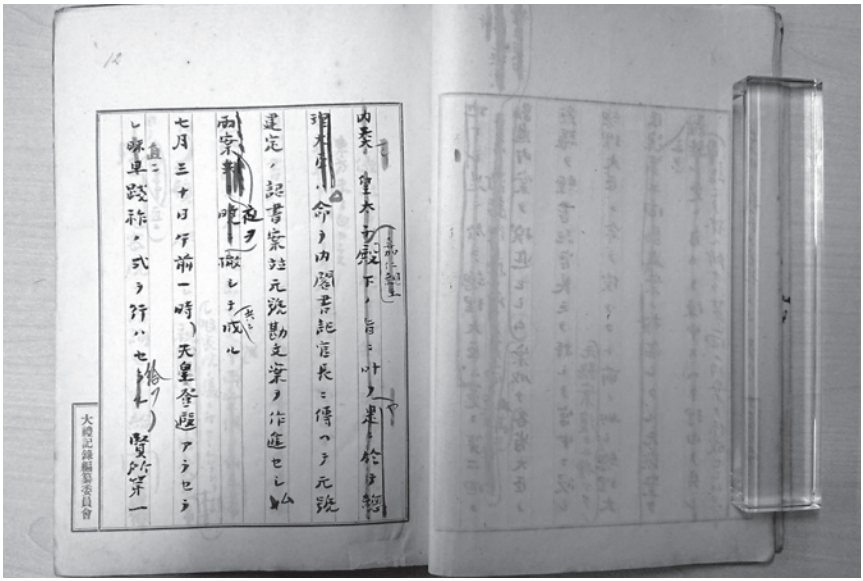

『大礼記録稿本』には、新元号選定の際に西園寺首相が皇太子（大正天皇）に内奏し、「皇太子嘉仁親王殿下の旨に叶ふ」との記述（右端の行）があるが、削除された＝国立公文書館蔵

消された皇太子の関与

さらに、前述したように完成版の「第三章」「第一節」「第二項、大正の元号勘進に至りし理由」「第一目　大正の元号勘進の根拠」には、大正が安南（現在のベトナム）で過去に使用されたことを確認しながら不問となった記述がある。中国・明に従属する正式の王朝でないため、「固より重視するに足らざることを認めたり」と結論づけて、「第一目」の記述は終わっている。ところが、稿本にはこの続きが記されていた。

「然れども唯此の一事あるが為他の幾…」

原稿用紙の左端の行に記され、文字の上から赤字で縦線が引かれて不採用となった。ここまで記して改行となるため、紙をめくると、次のページの冒頭から「第二目」が始まっていた。不採用となった続きの部分の原稿は稿本の冊子に綴じられることなく、残念ながら廃棄されてしまったようだ。

恐らく、過去にベトナムで使用された「一事」をもって、採用しないという理由にはならない、との趣旨が続いたのだろう。だが、使用済みの元号を使わないことが原則であれば、その一事をもって原則に反するはずだ。それでも大正を採用したのは、牽強附会と言わざるを得ない。

さらに重要な情報が完成版ではなくなっていた。稿本の

冒頭に戻るが、「第一章　元号の建定」「第一節　総説」で、以下の文書が完成版ではバッサリと削除された。大正が内定し、首相の西園寺が内閣書記官長に元号建定詔書案と元号勘文案を作成するよう命じる直前の部分だ。

「（西園寺は）元号案を難詰し、更に自から陳申すべき理由を具し内奏　皇太子嘉仁親王殿下の旨に叶ふ」

西園寺は元号案を審査した後、正式決定前に皇太子（大正天皇）に面会して自ら報告し、それが皇太子の意向にかなっており、それを受けて詔書案と勘文案の作成手続きを進めた、という内容だ。

現行の日本国憲法の下で元号法は「内閣が政令により定める」と規定し、天皇は選定手続きに関与しない。事前に天皇の意向を聞いて決めれば、国民主権の原則との整合性から憲法違反の疑義が生じる。だが、天皇主権の大日本国憲法下では何の問題もない。なぜ削除する必要があったのか。

さらに西園寺が書物を見ることなく次々と案を却下したくだりでも、皇太子に関する部分が削除された。「総理大臣は宮中に在り」に続いて、稿本で「皇太子殿下に咫尺して」と記された部分に上から傍線が引かれ削除されている。新天皇となる皇太子に拝謁し、その目の前で審査が行われていたと読める記述だ。

稿本のままだと、不調べを新天皇が容認したことになり、「神聖不可侵」である天皇に責任が及んでしまう。

また、国民向けには絶対君主的な天皇主権を演出したとしても、実際の国家運営は国務各大臣の「輔弼」を得ながら天皇が統治権を行使していた。天皇の意向や関与を強調し過ぎると立憲君主としての矩を超え、明治国家の制度設計者の意図とかけ離れてしまう。削除されたのも無理はない。

ちなみに、国民向けに刊行された『大正大礼記録』簡易版（第二種）では、「（西園寺が）命を伝へて、元号勘文案を作進せしめ、案成るや、天顔に咫尺して進奏し」（※傍線は筆者）となっている。勘文案の文書が完成した後に皇太子に面会して報告したという時系列になっている。

『大正大礼記録　巻二二八』の「大礼記録編纂経過概要」によると、詳細版は「後代の典拠に供するの目的を以て一切事項を網羅し固より詳密正確を旨とすべく」との方針で編集された。だが、全てをありのままに公的記録として残したわけではなさそうだ。稿本を読むと、不調べの様子がより際立つ。

股野琢からの引き継ぎ

鷗外は帝室博物館総長兼図書頭に任じられた翌日の大正六年（一九一七）十二月二十六日、日記に「股野琢を訪ね、坐談すること寖久し」（※原文は漢文。以下同じ）と記した。

野口　武則（のぐち・たけのり）氏
1976年埼玉県生まれ。中央大学法学部卒。2000年毎日新聞社に入社し、秋田支局、政治部、大阪社会部。小泉、野田、安倍政権で官邸の皇室問題を担当し、令和改元では代替わり取材班キャップ。政治部官邸キャップ、デスクを務め、現在は論説委員。著書に『元号戦記　近代日本、改元の深層』（角川新書）。共著に『靖国戦後秘史』（角川ソフィア文庫）、『令和　改元の舞台裏』（毎日新聞出版）がある。

股野は前任の帝室博物館総長であり、大正改元時に考案者の一人でもあった。それ以降も、大正七（一九一八）年一月二日と四日にも面会し、九月十日には鷗外が股野を訪ねたが会えなかった。再任官の直後から頻繁に会ったのは、業務の引き継ぎだろうか。

鷗外は宮内官僚として出仕するのを機に「十二月二十五日の作」と題する漢詩を作った。

「既に朝衣を脱いで遂初を賦すに
何ぞ図らん枕上に除書の落つるを
石渠天禄清閑の地
且く吾が皇の為に蠹魚を掃はん

もはや官職を辞し、隠居生活を楽しむ身となっていたが／思いかけず、のんびり寝ているところへ任官の辞令交付を知らせる召書が舞い込んだ。

もっとも、新しい職場の帝室博物館と図書寮は、世間一般とは懸け離れた静かな場所である／とりあえず、天皇陛下の御期待にそむかぬよう、所蔵品や蔵書についた虫でも払い落とすことにしよう」（※書き下し文と現代語訳は『鷗外歴史文学集』第十三巻（岩波書店、二〇〇一年）より。以下同じ）

鷗外が漢詩の推敲を依頼した一人が股野だった。初案は「蠹魚を辟かん」だったが、股野の助言で「蠹魚を掃はん」と直した。十二月二十六日に二人が久しく話し込んだのは、漢詩談義にも話題が及んだからだろう。

また鷗外が漢詩の教えを乞うていた桂湖村に宛てた大正七年一月六日消印の書簡によると、股野は若い頃、鷗外の漢文の師だった依田学海とともに儒者・藤森天山に学んだと、鷗外に告げたという。これを題材に鷗外は漢詩「藍田先生に寄す」を作った。藍田は股野の雅号である。

「両朝の耆宿鬢毛斑らに
高躅争でか容さんや後進の攀づるを
聞説く先師深契在りて
同に几杖を操つて天山に事へりと

明治・大正の両代にお仕えになってきた学識ゆたかな貴殿は、もはや老境に入って鬢の毛に白いものがまじっていらっしゃいますが／その高雅な風格は、後輩たちが追いつこうとしても、追いつけるものではございません。

お伺いしたところでは、貴殿は、今は亡き我が師依田学海先生と深い御縁があり／昔、一緒に弟子の礼をつくして、藤森天山先生のもとで学問にはげんでいらっしゃったとか」

股野は天保九（一八三八）年に播磨・龍野藩の儒者の家に生まれ、鷗外より一つ上の世代にあたる。明治以降は太政官大書記官、内閣書記官、宮内書記官、内大臣秘書官長などを務め、漢籍の素養を生かして勅語の作成も担った。そうした経歴から元号考案の役が回ってきたようだ。股野のような官僚が、内閣や宮内省で皇室に関する文書作成に携わり近代国家としての体裁を整えていた。

鷗外と股野という大正漢詩人同士の交流は、詩のやりとりにとどまらず、漢学を以て仕える専門職官僚同士の意見交換にも及んだだろう。『大正大礼記録』の稿本に記された改元の経緯を、当事者の股野は見聞きしていた。鷗外との間で話題になった可能性は否定できない。

また、鷗外が図書頭在職中にたびたび面会した宮内次官・石原健三は、大礼記録編集委員会委員に名を連ね、編纂幹部の一人だった。いずれにせよ鷗外と近い宮内省幹部は、『大正大礼記録』に記載された改元を巡る「不調べ」を承知しており、鷗外に伝わっていた可能性が高い。

〈参考文献〉
原奎一郎『原敬日記』第五巻（乾元社、一九五一年）

次回は「第三回　遺志は「昭和」に引き継がれたか」